

豊山町町制施行50周年記念事業基金条例の制定について

1 制定の経緯

本町は、令和4年4月1日に町制施行から50年を迎える。

この記念すべき節目の年を祝い、将来へ続く継続的なまちの発展や活力につなげるため、記念式典、記念イベント、PR事業で構成される町制施行50周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施する。

記念事業の実施に要する経費は、町からの負担金のほか、町内外の事業所からの寄附や協賛金を財源とすることを想定しており、その受け皿として基金を設置するものである。

2 基金の性質

記念事業の実施に要する経費に充当するための特定目的基金とする。

3 実施主体

記念事業は、（仮称）豊山町町制施行50周年記念事業実行委員会が実施する。

⇒ 今年の秋に発足予定（現在、設置要綱等を作成中）

4 施行期日

令和3年10月1日

5 条例の失効

この条例は、記念事業の終了期間である令和5年3月31日をもって失効となる。

失効の際、当該期日に基金残高がある場合は、町の一般財源として、その残額のすべてを一般会計に繰り入れるものとする。